

目 次

— 積算基準及び歩掛表（水道編） —

第1編…… 積算基準（共通編）	1-1
第1章 総 則	1-1
第1節 一般事項	1-1
1-1-1 適用範囲	1-1
1-1-2 適用基準	1-1
第2節 積算基準の種類	1-1
1-2-1 積算基準の種類	1-1
1-2-2 工種別工事費内訳	1-2
第2章 設計書の作成	1-3
第1節 設計書の作成	1-3
2-1-1 設計書の作成	1-3
2-1-2 実施設計書の作成	1-3
2-1-3 数量計算書の作成	1-3
2-1-4 金抜設計書の作成	1-3
2-1-5 設計書の構成	1-3
第2節 変更設計書の作成	1-4
2-2-1 変更理由	1-4
2-2-2 各費目の設計変更の取扱い	1-4
2-2-3 変更設計書等の表示	1-4
2-2-4 変更契約工事価格の算定	1-5

第 1 編 積算基準（共通編）

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

1-1-1 適用範囲

この積算基準は、愛知県企業庁が発注する水道施設の土木工事、設備工事、調査設計業務委託、維持管理における修繕工事及び業務委託の積算について適用する。

1-1-2 適用基準

愛知県企業庁が規定する積算基準は、以下の基準等に準拠している。

- 1 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）
- 2 工業用水道工事設計標準歩掛表（経済産業省）
- 3 機械設備工事積算基準（国土交通省）
- 4 下水道用設計標準歩掛表（国土交通省）
- 5 積算基準及び歩掛表（愛知県企業庁）

第 2 節 積算基準の種類

1-2-1 積算基準の種類

愛知県企業庁が規定する工事及び業務委託の積算基準は以下のとおり。

工事及び業務の種類		
大分類	中分類	小分類
水道建設工事	水道土木工事	管布設工事
		浄水場等築造工事
		一般土木・建築工事
		管製作接合工事
		水管橋上部架設工事
	水道機械・電気設備工事	浄水場等（電気、機械、計装）設備工事
水道調査設計業務	水道調査設計業務委託	設計業務委託
		測量業務委託
		地質調査業務委託
		電食防止調査業務委託
水道維持管理 修繕工事及び業務	水道修繕工事	一般修繕工事
		設備修繕工事
	水道維持管理業務委託	設備点検業務委託
		管路点検業務委託
		沈澱池清掃及び樹木管理業務委託

1-2-2 工種別工事費内訳

愛知県企業庁が発注する工事の最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格判断基準の算定に用いる工種別の工事費内訳（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）は下表のとおり。

工事費内訳分類表

工事費内訳		水道土木工事(4) (水管橋上部架設工事)		水道機械・電気設備工事		工事費内訳	水道設備修繕工事
		工場製作原価	架設工事原価	製作原価	据付工事原価		
機器単体費	←			直接製作費計		—	—
直接工事費	←	直接製作費計	直接工事費計 輸送費積上分		直接工事費計	直接工事費	直接工事費計
共通仮設費	←	共通仮設費計	間接労務費 共通仮設費計		共通仮設費計	間接工事費	間接工事費
現場管理費	←	現場管理費計	工場管理費 現場管理費計	現場管理費計 据付間接費	設計技術費	諸経費	諸経費
一般管理費	←	一般管理費等	一般管理費等	一般管理費等			

※水道土木工事(1) 一般布設工事・小口径の推進工法工事・舗装復旧工事（場内を除く）

※水道土木工事(2) シールド工法工事・小口径以外の推進工法工事

※水道土木工事(3) 浄水場構造物工事・管製作接合工事・建築工事・電食防止工事・その他工事

第2章 設計書の作成

第1節 設計書の作成

2-1-1 設計書の作成

設計書とは工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督出来るよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価等について調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

2-1-2 実施設計書の作成

実施設計書（金入り）の作成にあたっては、第2編～第4編に示す積算基準、積算体系及び数値基準等に基づき、設計書の内訳表、工種明細表等を作成するとともに、諸経費等を算出し設計金額を算定する。

2-1-3 数量計算書の作成

数量計算書は、第2編～第4編に示す積算体系や数値基準、企業庁が定める歩掛等に基づき、工事施工に必要な工種等の数量を算出するとともに、工種及び規格ごとにとりまとめ作成する。

2-1-4 金抜設計書の作成

金抜き設計書では、単価、金額及び率計上に係る諸経费率等は明示しないものとするが、積上区分は明示する。なお、諸経费率等は「1式」と表示する。

2-1-5 設計書の構成

実施設計書（金入り）及び金抜き設計書の構成は次のとおり。

項 目	実施設計書（金入り）	金抜き設計書
設計書鏡（表紙）	○	○
設計書鏡（工事概要）	○	○
総括情報表	○	○
内訳表	○	○
工種明細表	○	○
施工単価表	○	○
施工パッケージ単価表	○	○
登録単価一覧表	○	—
機労材集計表	—	—
諸経費等算定表	○	—
数量計算書	○	○

※ ○：設計書として構成される項目。ただし、設計書の内容により作成されない場合がある。

—：設計書に構成されない項目

第2節 変更設計書の作成

2-2-1 変更理由

契約締結後、技術上ならびに現場条件等やむを得ない理由により工事内容を変更する必要がある場合、設計変更を行う。

設計変更の理由は、契約金額の増額又は減額にかかわらず、次の順序により、箇条書きで記載するものとする。

- (ア) 大きい構造の変更理由及び処置
- (イ) 大きい数量の変更理由及び処置
- (ウ) 些細な構造及び数量の変更理由
- (エ) 誤謬による変更
- (オ) 間接工事費等（直接工事費以外の工種及び種別を表す。）
- (カ) 工期延期の理由

2-2-2 各費目の設計変更の取扱い

直接工事費等の各費目における設計変更については、第2編～第4編に示す積算基準、設計変更の取扱いを参照する。

2-2-3 変更設計書等の表示

1 変更設計書の表示

変更部分は上下2段書とし、元設計を上段に（ ）書で記入する。ただし、電算による設計書は所定の様式による。

なお、変更設計書には、変更のない施工単価表、変更のない工種にかかる数量計算書は、添付しない。

[例]（工事設計書、図面、工種明細表、施工単価表等）

変 更 …… $\begin{pmatrix} \bigcirc\bigcirc\bigcirc \\ \bigcirc\bigcirc\bigcirc \end{pmatrix}$ として元設計上段、変更分下段記入

新 規 …… $\begin{pmatrix} \text{——} \\ \bigcirc\bigcirc\bigcirc \end{pmatrix}$ として上段に —— 、新規分下段記入

廃 工 …… $\begin{pmatrix} \bigcirc\bigcirc\bigcirc \\ \text{——} \end{pmatrix}$ として上段に元設計、下段に —— を記入

2 変更図面の表示

(1) 変更図面を変更前後が対比できるように表示する。

寸法については、上下2段書とし、元設計を上段に()で記入し、変更を下段に記入する。また、変更部分は赤色、廃工部分は黄色で着色又は枠囲い等を行い、変更箇所がわかりやすいようにする。

[例] (58.0 m) 元
55.0 m 変更後

(2) 変更があり元設計図との対比ができない場合は、対比する元設計図（当初設計又は第○回変更設計など）の図面番号を標題欄上部に下記のとおり記入し、元設計図と同じ図面番号により新たな図面を作成する。

『 当初設計（又は第○回変更設計）図面○番対比 』

(3) 変更のない設計図は、添付しない。

2-2-4 変更契約工事価格の算定

1 変更契約工事価格の算定

設計変更に伴う契約金額変更の算定は、次式により算出した額に消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。

$$\text{第1回変更契約工事価格} = \text{第1回変更設計工事価格} \times \frac{\text{当初契約工事価格}}{\text{当初設計工事価格}}$$

$$\text{第2回変更契約工事価格} = \text{第2回変更設計工事価格} \times \frac{\text{当初契約工事価格}}{\text{当初設計工事価格}}$$

(以下同一の算式による)

2 変更設計工事価格、変更契約工事価格のラウンド

変更設計工事価格及び変更契約工事価格は、当初設計工事価格及び当初契約工事価格時に切り捨てた単位を継承する。(例えば、当初万円切り捨てであれば、変更設計金額に関係なく当初の万円切捨てを継承する。)